

# 野菜のコスト指標作成のための準備会合（第3回）

## 議事次第

日時：令和8年1月27日（火）10:00～11:30

場所：農林水産省本館4階イコルーム

### 1. 開会

### 2. 議事

（1）野菜のコスト指標作成に向けた検討について

（2）意見交換

### 3. 閉会

# 第2回準備会合の協議内容



## 1. 野菜のコスト指標を作成する品目

法令に基づく指定品目としては、「野菜」を候補の一つとして検討が進められているが、野菜は品目数が多く、一律にコスト指標を作成できないことから、**コスト指標の作成を開始する品目を決定し、当該品目から検討を進めてはどうか。**

⇒まずは供給量（出荷量）の多い、生鮮用のばれいしょ、たまねぎ、キャベツ及びカットキャベツから検討を進めていく。ただし、指標の活用方法とセットで検討。

## 2. 野菜のコスト指標に活用するコストデータの収集方法

野菜は生産費統計がない等、公的統計に限りがある中、コスト指標作成団体が、指標作成に必要となる幅広い種類のデータを自ら収集することは、難しい状況。

そのため、国の委託事業において、コスト指標作成の基礎となる生産から小売までの各段階のデータ収集等（コスト調査）を実施。現在、令和7年度調査について、各段階の関係者と調査仕様の調整を行っており、順次調査を実施予定。

**国のコスト調査を活用することも含め、活用するコストデータの収集方法を検討してはどうか。**

⇒国が実施するコスト調査の結果を活用していく。

## 3. 野菜のコスト指標の前提条件、費用項目、算定方法等

野菜のコスト指標を一定の前提条件を置いて算出したコストを基に指標を作成・公表する際、作型、栽培方法、生産地、出荷用途・ルート、出荷先、経営形態、経営規模等の前提条件等をどのように設定するのかについて検討してはどうか。

また、検討に際し、費用項目、算定方法等、議論しておきたい事項等がある場合は検討してはどうか。

⇒各段階における前提条件等の考え方を第3回準備会合で紹介し、確認する。

## 第2回準備会合の協議内容



### 4. 野菜のコスト指標の基準年の考え方

野菜のコスト指標の基準年について、提供可能なデータの最新年とする等、**基準年の考え方について検討してはどうか。**

⇒可能な限り各段階で直近のデータを収集した上で、必要に応じて公的統計により補正する。

### 5. 野菜のコスト指標作成団体組成の考え方

野菜のコスト指標の作成・公表、事業者や消費者等の理解増進に必要な情報の提供等を行う、**コスト指標作成団体の組成方法、構成員、運営方法等について検討してはどうか。**

⇒十分な議論ができなかつたため、第3回準備会合で引き続き検討。

# 第3回準備会合の協議事項（案）



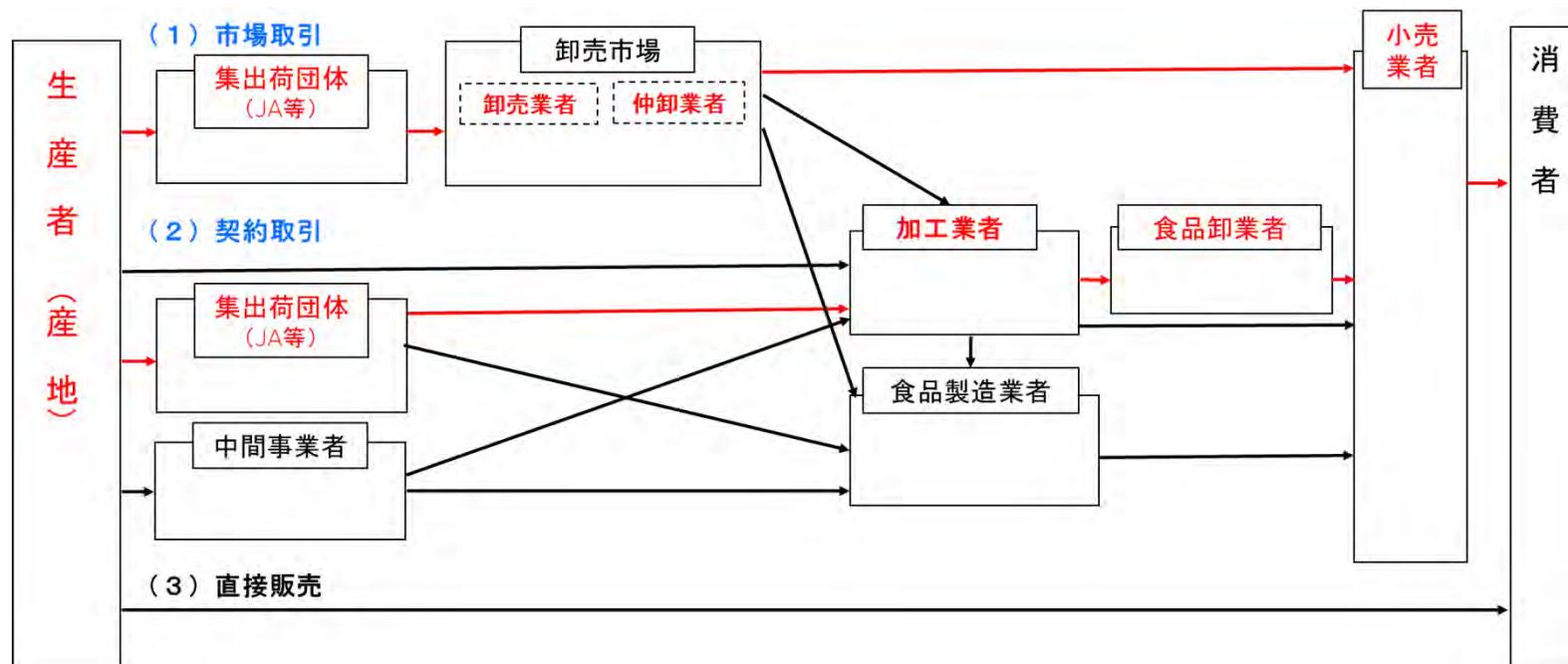
## 1. 野菜のコスト指標の前提条件、費用項目、算定方法等 第2回準備会合の続き

野菜のコスト指標を**一定の前提条件**を置いて算出したコストを基に指標を作成・公表する際、作型、栽培方法、生産地、出荷用途・ルート、出荷先、経営形態、経営規模等の**前提条件等**をどのように設定するか。生産から小売までの各段階における**前提条件等の考え方**について、具体的に議論してはどうか。

## 2. 野菜のコスト指標の基準年の考え方 第2回準備会合の続き

野菜のコスト指標の基準年について、提供可能なデータの最新年とすることどういか。

(参考) 野菜の主な流通ルート ※コスト調査では、市場取引、契約取引における赤字の流通ルートを対象



# 第3回準備会合の協議事項（案）



## 3. 野菜のコスト指標作成団体組成の考え方

## 第2回準備会合の続き

野菜のコスト指標の作成・公表、事業者や消費者等の理解増進に必要な情報の提供等を行う、**コスト指標作成団体の組成方法、構成員、運営方法等について検討してはどうか。**

### 指定された品目に係るコスト指標作成団体について



#### 1 業務内容

- (1) 持続的な供給に要する費用に関して参考すべき指標（コスト指標）の作成、指標作成に資する資料の収集、指標の公表
- (2) 対象品目の持続的な供給の必要性や、コスト指標について、事業者や消費者等の理解増進に必要な情報の提供

#### 2 認定手続

民間団体からの申請に基づき農林水産大臣が認定して公示

#### 3 認定要件

- (1) 申請書、業務規程の内容が次の基準に適合すること。
  - ① 基本方針に照らし適切であること。
  - ② 法令に違反しないこと。
- (2) 業務規程の内容が次の基準に適合すること。
  - ① 持続的な供給に要する費用の明確化に資するものであること。
  - ② 生産、製造、加工、流通又は販売の各段階（品目の事情に応じて必要な各段階）を代表する者を参画させること。
- (3) 業務を行う知識・能力・経理的基礎を有すること。

※ 農林水産大臣は、認定にあたって、**利害関係人の意見聴取、公正取引委員会との協議**が必要。

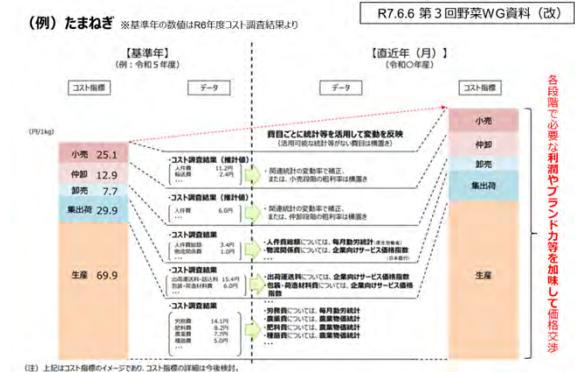
※ この他、資料の漏えい・滅失・毀損の防止など秘密保持・安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる必要。

# 第3回準備会合の協議事項（案）



## 4. 野菜のコスト指標の活用イメージ

食料システム法において、コスト指標は、①事業者間の売買その他の取引において活用、②消費者への情報提供(消費者理解の醸成)に活用するとしている。コスト指標の活用イメージについて検討してはどうか。



## （1）前提

- ① 食品の取引は、取引当事者間の自由な交渉により、需給事情や品質評価に基づき決定するという、自由主義の原則を維持した上で、**コスト指標を活用することで、費用を考慮した取引の促進**を図る。
- ② コスト指標は、**取引条件に関する協議の申出時に参照されるもの**、コストを示して、**誠実に協議が行われることを促すもの**であり、**最終的な取引条件は、当事者間で決定する**。
- ③ コスト指標は、**一定の前提条件**を置いて算出した**生産から販売までの各段階の「コスト（人件費、輸送費、光熱動力費等）」**の指標であり、**利潤は含まれず、「価格」の指標ではない**。
- ④ 公表されたコスト指標を参考として、それぞれの段階ごとに、**自らの条件等（産地、作型、流通の輸送距離等）**に当てはめ直して活用することも想定。

# 第3回準備会合の協議事項（案）



## 5. 野菜のコスト指標の公表イメージ

コスト指標は、基準年の指標を作成した上で、費用ごとに物価統計等を活用して変動を反映させて直近のコスト指標を作成することを想定している。協議事項4の野菜のコスト指標の活用イメージを踏まえ、**指標の公表イメージについて検討してはどうか**。例えば、

### ①基準年、直近年のコストデータの示し方

- ・実額、基準年との変化率、前年比等、どのように示すか
- ・各段階の費用項目（人件費、輸送費等）の内訳をどの程度示すか 等

### ②コストデータ以外の情報の示し方

公表されたコスト指標は、①事業者間の売買その他の取引において活用、②消費者への情報提供（消費者理解の醸成）に活用を想定した際、コストデータ以外の情報として、公表が必要な事項はあるか（例えば前提条件、変動要因） 等